

「未利用口座管理手数料」適用対象口座の変更について

いつも玉島信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、長期間ご利用のない口座が犯罪等に不正利用される被害を防止するため、2020年6月1日以降に新規開設された普通預金口座について「未利用口座管理手数料」を適用させていただいておりますが、2023年6月1日より適用対象を、下記のとおり変更させていただきます。

お客様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げますとともに、引き続きご愛顧のほど、あわせてお願い申し上げます。

記

1. 変更日

2023年6月1日（木）

2. 「未利用口座管理手数料」概要

（変更箇所は下線部分）

項目	変更後	現行
対象預金の種類	<u>すべての普通預金口座</u> （総合口座を含む）・ <u>貯蓄預金口座</u> ※2020年5月31日以前に開設された口座は2023年6月から手数料の対象となります	2020年6月1日以降に新規開設された普通預金口座（総合口座を含む）
対象口座	最終取引日から2年以上お預入れまたは払戻しの取引がない口座（ただし、当該口座への決算利息の入金および本件手数料の引落しは除きます） ※盗難、紛失などによりご利用が停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますのでご注意ください。	
対象外口座条件	(1) 該当口座残高 10,000円以上 (2) 同一店舗において、定期性預金、預かり資産（投資信託、債券等）のお取引がある場合 (3) 同一店舗において、お借入れがある場合 (4) 同一店舗において、出資会員の場合	
未利用口座管理手数料	年間 1,320円（税込）	
手数料の引落し	(1) お客様の口座が未利用口座となった場合、取引状況をお知らせする文書をお届けのご住所あてにご案内させていただきます。 ※「ご案内」が延着または到達しなかった場合でも通常到達したものとみなします。 (2) ご案内を差し上げてから約3ヶ月経過後も該当口座に入出金等のお取引がない場合、未利用口座管理手数料をご負担いただきます。 ※一旦引落しました手数料はご返却いたしかねます。	
口座の自動解約	残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった場合、預金残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、該当口座を自動解約させていただきます。 ※解約口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。	

本手数料はあくまでも未利用状態となった口座に対する管理コストをご負担いただくものであり、常日頃の入出金や口座振替等でお取引をされているお客様の口座が対象になることはありません。

3. 改正する預金規定

今回の変更に伴い、2023年6月1日に下記のとおり普通預金規定、総合口座取引規定／普通預金規定、貯蓄預金規定を一部改正いたします。

- ・ 普通預金規定（無利息型普通預金を含む）
- ・ 総合口座取引規定／普通預金規定（無利息型普通預金を含む）

改正後	改正前
<p>(省略)</p> <p>13. (未利用口座管理手数料)</p> <p><u>(1) この預金口座は、最後の預入れまたは払戻し（決算利息の預入れ、および未利用口座管理手数料の引落しを除く）から2年以上利用がない場合には、未利用口座となります。ただし、以下のいずれかに該当する場合は除きます。</u></p> <p><u>①該当未利用口座の残高が10,000円以上の場合</u></p> <p><u>②同一店舗において定期性預金、預かり資産（投資信託、債券等）のお取引がある場合</u></p> <p><u>③同一店舗において、お借入れがある場合</u></p> <p><u>④同一店舗において、出資会員の場合</u></p> <p>(2)～(6) (省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>13. (未利用口座管理手数料)</p> <p><u>(1) 2020年6月1日以降に開設したこの預金口座は、当金庫が定める預金残高に達しておらず、一定期間、決算利息以外の預入れまたは払い戻しができない場合など、当金庫が別に定める条件に該当した場合には、未利用口座となります。</u></p> <p>(2)～(6) (省略)</p>

(下線部分が改正箇所)

- ・ 貯蓄預金規定

改正後	改正前
<p>(省略)</p> <p>14. (未利用口座管理手数料)</p> <p><u>(1) この預金口座は、最後の預入れまたは払戻し（決算利息の預入れ、および未利用口座管理手数料の引落しを除く）から2年以上利用がない場合には、未利用口座となります。ただし、以下のいずれかに該当する場合は除きます。</u></p> <p><u>①該当未利用口座の残高が10,000円以上の場合</u></p> <p><u>②同一店舗において定期性預金、預かり資産（投資信託、債券等）のお取引がある場合</u></p> <p><u>③同一店舗において、お借入れがある場合</u></p> <p><u>④同一店舗において、出資会員の場合</u></p> <p><u>(2) 未利用口座となった場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。</u></p> <p><u>(3) この預金口座が未利用口座となった場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。</u></p> <p><u>(4) 前3項で引き落とした未利用口座管理手数料</u></p>	<p>(省略)</p> <p>(追加)</p>

<p>料は、返却しません。</p> <p><u>(5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約できるものとします。</u></p> <p><u>(6) 解約された口座の再利用はできません。</u></p> <p><u>15. (取引等の制限)</u> (1) ~ (5) (省略)</p> <p><u>16. (解約等)</u> (1) ~ (2) (省略)</p> <p><u>17. (通知等)</u> (省略)</p> <p><u>18. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</u> (1) ~ (5) (省略)</p> <p><u>19. (規定の変更)</u> (1) ~ (2) (省略)</p>	<p><u>14. (取引等の制限)</u> (1) ~ (5) (省略)</p> <p><u>15. (解約等)</u> (1) ~ (2) (省略)</p> <p><u>16. (通知等)</u> (1) ~ (2) (省略)</p> <p><u>17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</u> (1) ~ (5)</p> <p><u>18. (規定の変更)</u> (1) ~ (2) (省略)</p>
---	--

(下線部分が改正箇所)

以 上